

## 令和5年度第3回宮城県歯科保健推進協議会 議事録

日時：令和6年3月27日（水）

午後7時から午後8時

場所：宮城県庁行政庁舎11階 第二会議室

（出席委員）

高橋会長、泉谷副会長、阿部委員、佐藤委員、佐野委員、千島委員、永野委員、人見委員、藤委員

（欠席委員）

安藤委員、丸子委員、舟山委員

（司会）

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから「令和5年度第3回宮城県歯科保健推進協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、会議の成立について御報告申し上げます。

本日の会議には委員12名に対し、半数以上の9名の御出席をいただいておりますことから、歯科保健推進協議会条例第4条第2項の規定により、本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日の会議は情報公開条例第19条の規定により、公開とさせていただき、本日の議事録と資料につきましても、後日公開とさせていただきます。

それでは開会にあたりまして、保健福祉部の大森副部長より御挨拶申し上げます。

（保健福祉部副部長）

歯科保健推進協議会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、遅い時間からの開催にもかかわらず、また年度末の大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また皆様には本県の歯科保健の推進につきまして、常日頃から御指導、御協力をいただいておりますことに、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

本日の会議では2月に開催いたしました「8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会」で御承認をいただきました、「第3期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」の最終案、そして令和5年度の歯科口腔保健事業の取り組み状況や令和6年度の事業計画案につきまして、御信任を賜りたいと考えております。

本年度は計画策定の年となり、本協議会も例年よりも多くの回数を開催いたしました。

7月より開催いたしまして、本日が今年度最後の協議会開催となります。

計画の策定について格別の御協力をいただいておりますことに感謝申し上げますとともに、本日もそれぞれの御専門の見地から忌憚のない御意見をお願いいたしまして、私からの

挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

大森副部長につきましては所用のため、ここで退席させていただきます。

それでは議事に入ります。

ここからの進行につきましては、歯科保健推進協議会条例第4条第1項の規定により、高橋会長にお願いいたします。

高橋会長よろしくお願いいたします。

(高橋会長)

それでは始めに、協議事項「第3期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画（最終案）について」です。

事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

健康推進課の吉田でございます。

「第3期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画（最終案）について」、御説明をさせていただきます。

資料1-1を御覧ください。

「I 最終案の修正事項等」についてです。

「8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会」及び本協議会で御協議いただき、作成いたしました計画の中間案につきましては、令和5年12月4日から令和6年1月5日までの間、パブリックコメントを行い、2団体から合計9件の御意見をいただいております。

いただいた御意見につきましては「1 パブリックコメントの結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方」記載のとおり、全て最終案に反映しております。

その他、誤字脱字につきましては修正をさせていただきました。

また、パブリックコメントの反映につきましては、資料1-2に赤字で記載しております。

次のページを御覧ください。

「2 中間見直しの時期について」、御説明をさせていただきます。

中間案では、「中間見直し時期は今後、みやぎ21健康プラン等他計画の改定状況に併せ検討、調整予定」としておりましたが、みやぎ21健康プランの評価のために行われる県民健康・栄養調査が令和10年度に行われることとなったことなどを踏まえ、計画の中間見直し時期は、12年間の計画の6年目である令和11年度といたしました。

続きまして、「3 目標値「12歳児の一人平均むし歯本数」について」、御説明させていただきます。

「12歳児の一人平均むし歯本数」の目標値につきましては、令和5年11月末に国が公表

した「令和4年度学校保健統計調査」結果の数値が、中間案での目標値、0.6本を達成するものでありました。

こちらにつきましては、令和6年2月9日に開催された「8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会」で協議された案をお示ししております。

案といたしましては、今回、目標値は0.6本のままとし、中間見直し時に令和11年度までの推移を踏まえて再度検討する、という案をお示ししております。

当該目標値については、令和3年度が0.9本、令和4年度は0.6本と大幅な減少であったことから、今後の推移を確認した上で計画中間見直し時に再検討するというものです。

急激な減少であることを踏まえ、推移をみていきたいと考えております。

続いて、次のページを御覧下さい。

今後の予定といたしましては、本日の歯科保健推進協議会の御審議の後、計画の策定、公表を予定しております。

私から資料の御説明は以上となります。

最終案の御審議、御承認についてよろしく願いいたします。

(高橋会長)

御説明ありがとうございます。

パブリックコメントの結果とその反映、中間見直しの時期、12歳児の一人平均むし歯本数の目標数値の3点、説明がございました。

御質問等ありますでしょうか？

それでは、こちらの内容をもって「第3期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」としてよろしいでしょうか。

御異議ないようですので、こちらで「第3期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」といたします。

それでは、次に、報告事項「令和5年度宮城県の歯科口腔保健事業の取組状況及び令和6年度の事業計画（案）について」となります。

それでは御説明お願いいたします。

(事務局)

健康推進課の吉田でございます。

それでは資料により「令和5年度宮城県の歯科口腔保健事業の取組状況及び令和6年度の事業計画（案）について」、御説明させていただきます。

まずは資料2-1を御覧ください。

「令和5年度宮城県の歯科口腔保健事業の取組状況について」、御報告させていただきます。

まずはスライド1を御覧下さい。

「妊娠期における歯科保健対策事業」では、例年にならい、昨年同様パンフレットの配布をいたしました。

こちらのパンフレットにつきましては、令和6年度に宮城県歯科医師会と協力のうえ、改訂予定としております。

次にスライド2を御覧ください。

宮城県歯科保健大会です。

今年度は3年ぶりに特別講演を集合形式で実施することができました。

また大会の様子は動画に編集し、県ホームページで御紹介をしております。

来年度も、県民の皆様に、歯科保健について考える良いきっかけを与えられる大会となるよう取り組んでまいります。

次にスライド3を御覧ください。

フッ化物洗口普及事業でございます。

今年度は柴田町が新規に事業を開始いたしました。

県の市町村支援といたしましては、例年の取り組みに加え、県で発行しているフッ化物洗口マニュアルを改定し、感染症対策等について追記いたしました。

続きましてスライド4を御覧ください。

幼児歯科保健関係者研修会でございます。

現場の関係者の皆様方から、歯みがきの方法に関する動画研修の御要望等がございまして、「乳幼児期における歯科口腔保健～上手に歯をみがくために～」をテーマに動画を作成し、公開いたしました。

また、学童期・思春期の歯と口腔の健康づくり支援者研修会につきましては「運動時等の歯の外傷とその対応等について」をテーマに、動画配信形式での研修会を開催いたしました。

来年度は、宮城県歯科医師会と連携しながら、養護教諭や学校歯科医向け教育教材の改定に取り組む予定でございます。

次にスライド5を御覧ください。

学童期・思春期の歯周病予防啓発事業でございます。

こちらにつきましては、県内2か所の県立高校の文化祭で在校生徒等を対象に歯科清掃用具等の使用体験学習を実施いたしました。

事業実施におきましては、当日の運営などを各学校の保健委員の生徒と共同で行うなど、学校の活動と連携した取組といたしました。

次にスライド6を御覧ください。

働き盛り世代の歯と口腔の健康づくり普及啓発事業です。

令和4年度に運輸・運送業向けのパンフレットを作成し配布したところですが、今年度はタクシー会社の御協力をいただき、事業所の水場で歯みがきができる環境を整備いただいた上で、従業員に口腔ケアグッズを配布、毎食後の歯みがきを促す取り組みを行っております。

今後、取組結果につきまして検証し、県ホームページ等で御紹介させていただく予定でございます。

次にスライド7を御覧ください。

多分野連携プログラム事業です。

忙しく家族とゆっくり食事をする時間がとれないことがある働き盛り世代や、家族での食

事の時間を大切にさせていただきたい子育て世代を主な対象に、食育や歯の健康づくりに関して考える機会を提供、歯と口腔の健康や食育、肥満防止につながる食事の仕方などについて普及啓発を今年初めて行いました。

宮城県歯科医師会と共催、宮城県歯科衛生士会、宮城県栄養士会の皆様の御協力をいただいております。

来年度は、「食育を通じた歯と口腔の健康づくり事業」と名称を変更し、関係団体の皆様と連携しながらさらに取り組んでまいります。

次にスライド8、要介護者及び障害児・者の口腔ケア支援者研修事業でございます。

こちらは宮城県歯科医師会の御協力をいただきながら取り組んでいるものでございます。各研修につきましても、多くの方に御覧いただくことができました。

次にスライド9、在宅歯科医療連携室整備事業でございます。

こちらでも宮城県歯科医師会の御協力をいただきながら取り組んでおります。

今年度は、歯科専門職の皆様向けに在宅歯科医療を推進するハンドブックの作成など、新たな取り組みを交えながら、要介護者・障害児者の歯科口腔保健の推進を図っております。

次にスライド11、障害児・者歯科保健・医療体制整備事業でございます。

こちらは大崎口腔保健センターを拠点とする「歯科治療センター」の開設に向けた環境整備に関する補助事業でございます。

資料に記載のとおり宮城県歯科医師会の取組を通じて人材育成や設備整備を図っております。

また、スライド12、在宅及び障害児（者）歯科医療連携室整備推進事業についても、例年同様、宮城県歯科医師会の取組を通じて、歯科医療提供体制の充実に取り組んでおります。

続きましてスライド13、障害児親子歯みがき教室でございます。

こちらは歯科衛生士会と連携した取り組みでございます。

受講者一人一人へのきめ細やかな指導により、受講後の行動変容の定着を促す内容とすることができました。

本事業は平成28年度から取り組んでおり、来年度は宮城県歯科衛生士会と連携し、これまでの成果を取りまとめ、研修方式で周知することにより、このような活動に興味関心を持っていただける関係者の裾野を広げていきたいと考えております。

次にスライド14、市町村歯科保健担当者研修会でございます。

こちらは宮城県口腔保健支援センターの歯科専門職の職員を中心に、次期基本計画の推進の方向性を検討することを目的に、地域ごとに市町村歯科保健担当者との意見交換会を開催いたしました。

健康格差の課題など、市町村の皆様から有用な御意見をいただくことができました。

スライド15にございますように口腔保健支援センターの取り組みにおいて、「第3期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」の策定に反映しております。

それでは次に、令和6年度の事業計画について御説明させていただきます。

資料2-2を御覧ください。

新規の取り組みを抜粋して御説明させていただきます。

⑤口腔機能維持向上事業でございます。

こちらはオーラルフレイルや口の体操等に関する啓発資料を作成、スマートみやぎ健民会議などを通じて活用し、働き盛り世代のオーラルフレイル対策を促進、また、「ゆっくりよくかんで食べる」ことの啓発により肥満防止にもつなげるということで、主に中年期・高齢期以前の若い世代にもオーラルフレイルを意識し、知っていただけるようなセルフチェックツールなどの作成を検討しており、企業等と連携しながらの啓発をしていきたいと考えております。

次に⑧特定健診歯科口腔保健指導導入事業でございます。

宮城県歯科医師会、モデル市町村3市町程度と連携し、特定健診時の歯科保健指導を実施、歯科受診や適切な口腔衛生週間の定着等を促すものです。

歯と口腔の健康づくりは糖尿病を始めとした生活習慣病と関わりが深いことから、歯科の側面から生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組むものです。

現在、モデル市町村といたしまして大崎市、名取市、山元町で実施予定となっております。

資料2-3は資料2-2に記載の各事業について、「第3期宮城県歯と口腔の健康づくり計画」のポイントに解説を加えたものです。

第3期計画では、「大規模災害時に備えた平時からの啓発や連携体制の構築」、「口腔機能の獲得・維持・向上に向けた取り組み」、「歯・口腔の健康格差の縮小への取り組み」が新たに追加、拡充されておりますが、令和6年度から各事業に落とし込んでいけるよう、計画しております。

ひとつひとつの取組についての御説明は割愛させていただきますが、第3期計画に掲げる取組を事業の中で着実に推進してまいりたいと考えております。

私からの御説明は以上となります。

令和6年度事業の推進方策等につきまして、御専門の見地から、御助言や御意見をいただけると幸いです。

よろしくお願い致します。

(高橋会長)

御説明ありがとうございます。

今年度の報告から次年度の計画まで幅広くお話しいただいたと思います。

これは報告事項でございますけれども、せっかくの機会でございますので、専門の見地から先生方から御意見あるいは御助言など、いただけるかと思っております。

どうぞよろしくお願い致します。

では、順番にお願いしたいと思います。

まず私の方からお話いたします。

資料2-1 令和5年度宮城県歯科口腔保健事業の取組状況についてです。こちらは毎年度報告をいただいていると思いますが、このような事業計画の中では継続性のあるものと新規のもの、あるいは拡充していくものがいくつかあると思います。その時に単年度の報告ですと、その動きがなかなか見えにくいというのがございますので、そういう動きがどこかに書かれ

ているといいのかなと感じました。特にそれぞれ事業がたくさん多岐にわたっていますので、行っただけで大変だと思います。例えば高校だったら2校程度とか、事業所だったら二カ所程度っていうとやはり数が少なく見えてしまいます。でも実際は計画的にされているわけです。そういうのが見えると、おそらく事業の方向性、あるいはその結果どのようなことが生じたのか、ということがわかりやすくなるのではないかと思います。

(泉谷副会長)

資料の2-3についてですが「大規模災害時に備えた平時からの啓発や連携体制の構築」ということで、ここに令和6年度の歯科保健事業のポイントという形で項目を入れていただきましたのはありがたいと思います。

資料に記載されている背景に「平成19年3月に宮城県歯科医師会と災害時の歯科医療救援に関する協定書を締結し、東日本大震災においては当該協定に基づき歯科医療救護活動等が行われた」ということがありますが、今回能登半島地震においても、我々の宮城県歯科医師会から3チーム、JDATという形で、現場の救援応援に行きました。その際には県と情報共有をしながら、また日本歯科医師会とも連絡を取りつつ活動を行うわけですが、救援に行く先生は今年度の宮城県歯科医師会役員、そして宮城県歯科医師会会員である開業医の先生です。先生方の懇意でもってJDATの活動をしているわけですが、もう少し県との連携、その活動に対する費用のはっきりした協定的なものを我々は望んでいます。活動に行く先生にとってもあるいは、歯科衛生士の方も参加していただいておりますので、そういう方々のためにも仕事を休んで行くというのは、やはり大きなダメージを被ります。本人にとっては、あくまで本人の誠意で持って行くわけですので、その辺を行政で検討して形はしっかりと取っていただきたいと思います。この協定があるのですから形はとっていると思いますけれども見える形でよろしく願いいたします。

私からは以上です。

(高橋会長)

ありがとうございます。これは令和6年度歯科保健事業のポイントについてという資料2-3の「大規模災害時に備えた平時からの啓発や連携体制の構築」ということで、その基盤となる仕組みについて歯科医師会の立場でという話ではないかと思います。そこについて何か事務局の方で説明できることはございますでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。貴重な御意見をどうもありがとうございました。大規模災害に備えた平時からの啓発や連携体制の構築ということで新しい計画に掲げておりますので、今後こういった活動の方法ですとか必要性というのは幅広く、啓発に力を入れていくとともに、実際、災害になった時にどのように運用していくのか、どのように動くのか、そして詳細についても、今後増々認識を共有できるように深めてまいりたいと考えております。

(高橋会長)

ありがとうございます。計画から始まった後は、体制をどう構築していくかというところが実効性を持たせるためには必要などころだと思いますので、これからの課題として改めて認識したということだと思います。他にいかがでしょうか。

(人見委員)

宮城県歯科衛生士会の人見です。今お話があった能登の災害支援に、私は歯科衛生士として派遣されております。今回から、JDAT：日本災害歯科支援チームが始動し、日本歯科医師会が中心になって、日本歯科衛生士会の協力依頼で当会にありました。私は、まだ JDAT が無かった令和元年東日本台風災害の折も、宮城県内で大きな被災のあった丸森町へ宮城県と宮城県歯科医師会の歯科医療救護に関する協定に基づいて支援に参加しています。この二つの支援活動から、支援準備、情報収集や連携の難しさを感じております。ぜひ先ほど泉谷副会長からお話があった、宮城県の災害歯科救護活動の重要性についての認識と強い連携、そして支援をお願い致したいと思っております。

支援組織の関係では、都道府県の DHEAT：災害時健康危機管理支援チームと私達 JDAT と、の組織的な連携が絶対的に必要です。今回能登の方は災害が酷かったものですから、石川県の行政の地元自治体の方々は被災で疲弊しており、代わりに大阪の DHEAT の方々が調整、伝達をしていました。そのため、担当者は難読の地名や、場所の特定に四苦八苦されており、支援に来た様々なチームから情報を拾い、つなぎ合わせて私達宮城県の JDAT チームに提供してくれました。災害規模が大きいほど、様々な地元の問題と対応できる連携の鍵は DHEAT との多職種支援チームの連携と思われれます。

歯科関係者による災害歯科支援は、歯科医療活動と歯科保健活動となりますが、そのうち歯科保健活動では、災害後に起こってくる色々な問題、例えば関連疾患又は関連死の予防であり、地元住民と口腔を通して、歯科医師、歯科衛生士により発災早期から長く見ていく必要があります。口腔は健康維持の窓です。宮城県とは、被災状況や支援の指示について情報を早期から共有しご指示頂ければと思います。よろしく願いいたします。

(高橋会長)

ありがとうございます。重要な情報提供だと思います。なかなかこういう情報がまだ共有されていないところも一つ大きいと思いますので、ぜひ今回の能登の大震災で起こったことなどを少し情報共有と言いますか、きちんと資料に残して共有しないと常に忘れてしまうことになってしまいます。そういうことができるような体制というのは必要ですね。

あと今回もやはりそういう連携が進まなかったことから、少し遅れ気味になったとか、色々な現場での難しさが露呈しているというのを聞いております。せっかくそういうボランティア精神の下に行かれる方がたくさんいらっしゃいますので、そういう方を上手くつないでいくという行政の役割もあるし、また歯科医師会と大事などころだと思いますので、そういった観点から、ぜひそういうところを組み込んでいただければということだと思います。ありがとうございます。それでは佐野委員どうぞ。

(佐野委員)

仙台市健康政策課の佐野でございます。お世話になっております。資料2-3、ただいま皆様から御意見がありました大規模災害時に備えた平時からの啓発や連携体制の構築というところで、仙台市もいつ受援の方の立場になるかということもございます。また、これから災害が日本の中で多いということで、派遣に際してもこのような視点でやっていくということが非常に重要ということで大変参考になりました。ありがとうございます。

それでもう一つ、右側の③フッ化物洗口普及事業ですけれども、健康格差の縮小ということで大変素晴らしい取り組みを拡充ということで記載していただいているのですが、学校でのフッ化物洗口実施を補助する人材確保・育成を確保というこれは、先生方以外の人材を確保するということなのではないでしょうか。また、仙台市も非常にこの部分では困っておりまして、この事業は仙台市にも適用されるものなのかどうかというところを教えていただければと思います。

(高橋会長)

御意見と御質問ですね。ありがとうございます。それでは事務局お願いいたします。

(事務局)

事務局でございます。まずこちらの学校でのフッ化物洗口実施を補助する人材確保・育成を支援という事業の詳細に関しましては、熊本市で既に取り組みされている事業などを参考にして企画しているものです。学校の昼休みに、例えば養護教諭がお一人で生徒全員のフッ化物洗口の準備をするというのがかなり御負担なので、もう少しそこにマンパワーをつけられないかなと考え、地域のボランティアの方でそういったフッ化物洗口の実施を少しお手伝いしたい人がいれば募集したいと思っております。学校のフッ化物洗口は、だいたい週に1回で済みますので、週に1回ボランティアで補助してくれる人を募集して、また、その方々に県の方でフッ化物洗口の補助の仕方を研修します。令和7年、8年から学校でフッ化物洗口を導入していきたいと考えていて、そういった補助を求めている学校があれば、その時期に合わせて令和6年からそのような人材育成に取り組んでいきたいと考えている事業でございます。

あとは保健所設置市・政令市の仙台市さんに当てはまるかというところは、補助金を活用している事業になりますので、その財源の方で確認が必要だと考えております。

(高橋会長)

ありがとうございます。今の熊本市について、私は存じ上げなくて申し訳なかったのですが、そのボランティアというのは、やはりフッ化物を扱うということになりますと、その教育と言いますかそういう知識が十分にあることが重要となりそうで、そういった研修などもされているのですか。

(事務局)

はい。おっしゃる通りです。やはり適切な知識を持って補助にあたっていただきたいということで、県の方でそういった方々に研修を予定しております。

(高橋会長)

そういったことはやれるところかなと思います。ありがとうございます。  
他いかがでしょうか。それではお願いします。

(永野委員)

資料 2 - 1 令和 5 年度宮城県の歯科口腔保健事業の取組状況についてのスライド 4 ですが、幼児歯科保健関係者研修会、それからもう一つ、スライド 8 要介護者及び障害児・者の口腔ケア支援者研修事業、それぞれのところで資料を提供されています。最初の方は研修動画が作成されたということですが、広報の仕方は、例えば県のホームページに掲載されているとか、この期間行っているとかあったのでしょうか。

それから障害児・者の口腔ケア支援者研修会の 1 番下の欄に障害児・者の口腔ケアについてということで、動画の再生回数 1 4 3 回とあります。ある程度の期間に入れるような状態になっているのか、その辺の動画の視聴について教えていただければと思いますが、お願いします。

(高橋会長)

では事務局、お願いいたします。

(事務局)

事務局でございます。こちらの動画の公開方法につきましては、講師となる先生方ともご御相談をしながら決定をしているところです。今のところは限定公開という形で、視聴したい方に URL, QR コードなどを御提供しまして、そこから見ていただくというような方式をとっております。

(高橋会長)

ありがとうございます。

(永野委員)

そうすると、県の方に申し込むというか、連絡をして教えていただくということですね。

(事務局)

御希望があれば URL を御提供させていただきたいと思います。

(永野委員)

ありがとうございました。

(高橋会長)

ありがとうございます。皆さんの参加人数も動画再生回数も多いですね。何をされているのか興味があるということだと思います。ただ、なかなかアクセスできない方が、まだまだいらっしゃるのしょうから、そのところの工夫というところかだと思います。

他にいかがでしょうか。それでは佐藤委員お願いいたします。

(佐藤委員)

協会けんぽの佐藤でございます。いわゆる社保の方の保険者として、少し要望や意見を発言させていただきます。

資料2-2 令和6年度事業計画の概要の中で、④働き盛り世代、職域に対する歯と口腔の健康づくり普及啓発事業で、令和6年度も運輸・運送業を中心に事業をされるというお考えのようなので、それはもちろん構いません。いわゆる働き盛り世代と言いますか、社保の側で働いている方たちも、口の中の健康というのをもっともっと意識してもらいたいのので、予算の関係もあるでしょうが、今後ほかの業界にも展開できるように、R6に今考えていらっしゃる事業を走らせながら、R7に向けて次に拡大するための業界を探るような取り組みをお願いしたいという要望でございます。

それから⑧特定健診歯科口腔保健指導導入事業ということで、生活習慣病の発症とか、重症化予防を図るという目的で保健指導の事業をされるということ。もちろんこれは賛成でございますが、前にも質問したことがありましたけれども、国の方で健診事業のところ口のの中の健診も入れたいみたいなことを総理が言われたりして、中央の方で今検討されているようには聞いたのですが、私たち保険者にはまだ一向に情報が流れてきません。

今、体の方の健診現場ではいわゆるメタボ健診が中心になっていますが、健診会場でメタボの人を捕まえて特定保健指導まで行うということを拡大しつつあります。健診会場に保健師や管理栄養士がいて、メタボの人にアドバイスをするわけですがけれども、歯科医師の先生方がいらっしゃるところで大変申し訳ないのですが、健診会場に歯科医師の先生を張り付けて、そういうことまでやろうとするとなかなか費用が大変で、拡大しないものですから、できましたら、今のうちから保健師とか管理栄養士にメタボの人への口の中の衛生のアドバイス、保健師ならば、ここまで対象者の人に言ってほしいとか、管理栄養士はここまでなら言ってくださいとか、そういった研修をさせていただけると助かります。

そんなことを考えた時に宮城県と保険者協議会が共催という形で特定保健指導の指導者研修会を開催する予定がありますので、その受講者、保健師とか管理栄養士に、私が要望したようなメタボの人に対して、口の中の衛生のためにここまでアドバイスをしてくださいということを、その研修の中で指導していただいて、その受講した人たちが展開できるようになればと思っております。是非ともお願いしたいと思います。以上でございます。

(高橋会長)

ありがとうございます。まず一点目は業種の拡大ということで、今のところはまだ運輸・運送業に限られているようですけれども、これで培った経験をもとに少し業種を拡大していくというのは必要だと思いますので、検討いただければと思います。

二点目、これは結構専門性の高いところで、なかなかまだ今検討中というところだと思いますけれども、ここにつきましては竹内先生が一番詳しいのですよね。

(竹内参与)

はい。保健福祉部参与、竹内と申します。今の二点目でお話のありました特定健診の口腔内の状況を図るという部分、中央の方でも確かに話が進んでおります。いくつか事業自体走っておりまして、何か簡易な検査、簡易なキットを用いたりとか、スマートフォン等で口腔内を撮影するような形で、特に歯科専門職が関わらなくても、口腔内の状況をチェックするような、簡便なシステムの開発というのを今、事業として進めているので実際に実装されるようになるのは、まだ2年後、3年後という形になるかと思います。もちろん、宮城県の方でも、そういった話は事前に共有はさせていただいておりますので、今年度新たに始まるこの事業の中でも、そういったことも将来的に実装できるかなということも、計画の中で少し考えつつ、できるところからその自治体で協力いただける範囲でまず進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(高橋会長)

ありがとうございます。具体的なお話をしていただきまして、理解が深まったと思います。なかなか、まだ決め兼ねているところがあるので、手探りのところがあるかと思います。ただ、その方向で動いていることはやはりありますので期待したいと思います。他にいかがでしょうか。少し資料を見ていただきましてどうぞお願いします。

(人見委員)

歯科衛生士会人見です。国民皆歯科健診は検診することが重要なのではなくて、その後に歯科保健指導に繋がなくては予防の成果を導けないと思います。この歯科保健指導は、歯科衛生士の方の専門分野ともなっております。まして、生活習慣病に関わる行動変容には口腔衛生管理も深く関わり、その歯科保健指導を通して、保健師や看護師とのリレーションも可能かと思います。現在、当会はこのようなスキルある歯科衛生士の人材を増やそうと努力しております。

(高橋会長)

ありがとうございます。まさしく多職種連携が重要なところだということを改めて認識したところだと思います。ありがとうございます。

他全体的に見て先生方がいかがでしょうか。

こういうのは引き続き意見も言う場があるのが大切だと思いますので、またこういう協議会の中でお話いただければと思います。それでは無いようでしたら、本日予定して

おる議事はここまでとなります。御協力いただきましてありがとうございます。それでは進行を事務局にお渡ししたいと思います。

(司会)

高橋会長、議事の進行をいただきまして、誠にありがとうございました。また委員の皆様貴重なご意見をありがとうございました。それでは以上をもちまして、宮城県歯科保健推進協議会を終了いたします。今年度の協議会は、今回最後となります。委員の皆様には御多忙の中、貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。